

大和市監査委員告示第26号

令和元年10月31日付け大和市監査委員告示第22号をもって公表した教育部に対する監査結果報告について、教育委員会教育長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年12月9日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

監査の結果	措置の内容
<p>(教育総務課) 予算執行に関する事務において、 配当された歳出予算の範囲を超えて 支出負担行為を行っているものが あった。</p>	<p>(教育総務課) 今後は、執行伺い時に予算の範囲 を超えていないか事業主管課で の確認を徹底する指導を行うとと もに、予算執行課においても入力 誤り等がないかチェックを強化 し、再発防止に努めてまいります。</p>